

第1回 羽村市使用料等審議会 次第

日 時 令和8年5月12日(火)午後1時15分～

場 所 市役所西庁舎棟5階 特別委員会室

1 委嘱状の交付

2 市長あいさつ

3 委員の紹介(資料1)

4 会長及び職務代理の選任

5 諮問(資料2)

6 審議会の所掌事項(資料3)

7 審議・報告事項

(1) 審議会の傍聴及び会議録の作成・公表について(資料4-1、4-2)

(2) 諮問事項の内容説明(資料5-1、5-2、5-3)

(3) 審議日程(案)について(資料6)

(4) 市の財政状況等について(資料7-1、7-2)

(5) 使用料等適正化のための基本方針について(資料8)

8 その他

(1) 次回以降の審議会日程について

(2) その他

羽村市使用料等審議会（令和8年度第1回）配付資料

令和8年5月12日

資料1 羽村市使用料等審議会委員名簿

資料2 使用料等の適正化について（諮問）の写し

資料3 羽村市使用料等審議会条例

資料4-1 羽村市使用料等審議会傍聴の定め（案）

資料4-2 羽村市審議会等の会議録の作成及び公表等に関する基準

資料5-1 羽村市使用料等審議会の諮問事項について

資料5-2 令和8年度使用料・手数料一覧表

資料5-3 羽村市使用料等審議会の状況（過去の審議経過）

資料6 令和8年度羽村市使用料等審議会審議日程（案）

資料7-1 羽村市の財政状況

資料7-2 羽村市における行財政改革の取り組み

資料8 使用料等適正化のための基本方針（案）

羽村市使用料等審議会委員名簿

任期：令和8年5月12日～答申の日

区 分	構成 人数	氏 名	所 属 団 体 等
市の公共施設の管理を受託している団体の代表者	1人	ほんだ ふみえ 本田 文栄	特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会（副会長）
市の公共施設の利用に係わる団体等の代表者	3人	こやま ようこ 小山 洋子	羽村市文化協会（事務局長）
		たけうち じゅんぞう 竹内 潤三	羽村市高齢者クラブ連合会（会計）
		ほりえ ひでのり 堀江 秀徳	社会福祉法人羽村市社会福祉協議会（理事）
公共的団体の代表者	1人	うめやま まさなお 梅山 政尚	羽村市町内会連合会（副会長）
知識経験者	3人	かね こ あきら 金子 憲	日本大学 経済学部（教授）
		こじま まさお 小島 昌夫	羽村市商工会（副会長）
		はせがわ えり こ 長谷川 江里子	東京税理士会青梅支部（税理士）
その他市長が必要と認める者	2人	おきくら み え 沖倉 美枝	公募委員
		こやま あい 小山 愛	公募委員
計	10人		

※ 敬称略。区分の中は五十音順

羽村市使用料等審議会事務局

所 属	職	氏 名	備 考
企画部	部長	こうの ゆきひで 河野 行秀	
企画部財政課	課長	おおぶ なおと 大武 直人	
企画部財政課	主査	おじま しゅんすけ 尾嶋 峻介	
企画部財政課	主任	こやま ゆうや 小山 雄矢	

羽 企 財 発 第 号
令 和 8 年 5 月 1 2 日

羽村市使用料等審議会 会長 殿

羽村市長 橋 本 弘 山

使用料等の適正化について(諮問)

羽村市使用料等審議会条例(平成7年条例第12号)第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

- 1 使用料等適正化のための基本方針について
- 2 各施設使用料等の適正化について
- 3 水道料金の適正化について
- 4 下水道使用料の適正化について

羽村市使用料等審議会条例

平成7年3月20日 条例第12号

(設置)

第1条 羽村市が定める使用料、手数料及び受益者負担金について、使用者等の負担の適正化を図るため、羽村市使用料等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、前条に定める事項について審議し、市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市の公共施設の管理を受託している団体の代表者
- (2) 市の公共施設の利用に係わる団体等の代表者
- (3) 公共的団体の代表者
- (4) 知識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、市長の諮問事項に対し、答申をもって終わるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、財政を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

羽村市使用料等審議会傍聴の定め(案)

令和8年5月 日

羽村市使用料等審議会決定

(趣旨)

第1条 羽村市使用料等審議会(以下「審議会」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定数)

第2条 傍聴人の定数は定めない。

(傍聴の手続)

第3条 傍聴人は、会議の当日、所定の場所において、審議会傍聴申込書に自己の住所・氏名・連絡先を記述し、指定された席に着席しなければならない。

(傍聴席への入場禁止)

第4条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 危険物その他、人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 示威行為等を行うおそれのある者
- (4) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 委員の発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論、高笑等会議の進行に影響のある言動をしないこと。
- (3) 会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 帽子、腕章、鉢巻き等の類を着用しないこと。
- (5) 会議中にみだりに席を離れたり、外部に出たりしないこと。
- (6) 傍聴により知り得た情報により、審議会若しくは特定の委員を中傷するような行為及び類する行為を行わないこと。
- (7) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (8) 携帯機器等の無線機器を使用しないこと。

(傍聴人の退場)

第6条 会長は、傍聴人が前条の規定に違反したときは、退場を命じることができる。

2 傍聴人は、退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

(会議の非公開)

第7条 会長は、委員に諮り、その過半数が必要と認めたときは、その日の審議会の全部又

は一部を非公開とすることができる。

（撮影及び録音の禁止）

第8条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映像等を撮影し、又は録音をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、審議会に諮り、その過半数が特に必要と認めた場合においては、条件を付して許可することができる。

（委任）

第9条 この定めによるもののほか審議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この定めは、令和8年5月12日から施行する。

○羽村市審議会等の会議録の作成及び公表等に関する基準

平成17年2月22日羽企広発第12870号

改正

平成31年4月25日羽企総発第1277号

令和5年3月31日羽総総発第19229号

羽村市審議会等の会議録の作成及び公表等に関する基準

(目的)

第1 この基準は、羽村市情報公開条例（平成15年条例第23号。以下「条例」という。）第23条第1項の規定に基づき、審議会等の会議録の作成及び公表等について、必要な事項を定め、もって市政情報の公開を図り、市政への市民参画の推進に資することを目的とする。

(会議録の作成等)

第2 羽村市審議会等の設置及び運営に関する指針（以下「指針」という。）第2に規定する審議会等（以下「審議会等」という。）の会議を開催したときは、その会議の内容を記録するものとする。

2 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載し、会議終了後速やかに調製するものとする。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) 出席者及び欠席者の氏名
- (4) 会議に付した案件
- (5) 会議の内容
- (6) その他当該会議において必要と認めた事項

(会議内容の記録方法等)

第3 第2第2項(5)に規定する会議の内容についての記録方法は、あらかじめ審議会等の長が当該会議に諮り、決定するものとする。

(会議録の様式)

第4 会議録は、別記様式に準じて作成するものとする。

(会議録の公表等)

第5 会議録は、決裁後速やかに、審議会等を所管する課の窓口で閲覧に供するとともに、市のホームページへの掲載により公表するものとする。ただし、当該会議録の記載事項の公表等について法令若しくは条例で別段の定めがあるとき又は記載事項が条例第7条各号に規定する不開示情報に該当するときは、この限りでない。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成31年4月25日羽企総発第1277号）

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

付 則（令和5年3月31日羽総総発第19229号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

令和8年5月12日

市では、公共施設等を使用する際や、証明書交付・許可・登録等の特定個人に関する業務を実施する際には、その費用の一部又は全部を使用料又は手数料（以下「使用料等」という）として負担をいただいています。

使用料等は、概ね4年毎に羽村市使用料等審議会へ諮問し、行政コストの妥当性や特定サービスにおける行政と受益者の負担割合などについて、総合的に審議いただき、その答申を踏まえて使用料等の適正化を図っています。

前回の答申は令和5年度に行われ、3年が経過した現在、円安の進行による輸入価格の高騰やロシアによるウクライナ侵攻、中東情勢の緊迫化によるエネルギー価格の高騰等を起因とした急激な物価高騰などにより、市の予算においても役務費や委託料など様々な経費が増加している状況にあるため、使用料等審議会の開催を1年前倒しし、受益者負担のあり方・適正化について審議いただきたく、次の事項を諮問するものです。

1 使用料等適正化のための基本方針について

使用料等の適正化に係る審議にあたり、特定の行政サービスに対する受益者負担と公費負担のあり方が公平であるかどうかを判断するため、「使用料等適正化のための基本方針（案）」について審議をお願いするものです。

2 各施設使用料等の適正化について

資料5-2「令和8年度 使用料・手数料一覧表」に記載した使用料等について、負担の公平性の確保と市民サービスの総合的な向上を図るため、「使用料等適正化のための基本方針」に基づき、審議をお願いするものです。

3 水道料金の適正化について

令和7年度の料金改定後の水道料金について、負担の公平性の確保と市民サービスの総合的な向上を図るため、「使用料等適正化のための基本方針」に基づき、審議をお願いするものです。

4 下水道使用料の適正化について

令和6年度の料金改定後の下水道使用料について、負担の公平性の確保と市民サービスの総合的な向上を図るため、「使用料等適正化のための基本方針」に基づき、審議をお願いするものです。

令和8年度審議予定 使用料・手数料一覧表

資料5-2

令和8年5月12日

区分	名 称	前回改定 時 期	経過 年数	令和元年度使用料等審議会		令和5年度使用料等審議会		所 管	備 考	
				諮問	答申内容	諮問	答申内容			
使用料	1	コミュニティセンター	H8.4.1	27	○	市内の同種施設の利用者負担割合との均衡を図る観点などから、税抜き使用料を見直すことが適当	○	現行使用料を据え置くことが適当	地域振興課	
	2	学習等供用施設・地域集会施設	H18.9.1	17	○	条例に規定する使用料に統一することが適当	○	条例に規定した使用料に統一する必要がある。	地域振興課	
	3	産業福祉センター	H12.7.1	23	○	税抜き使用料を据え置くことが適当	○	現行使用料を見直すことが必要	産業振興課	
	4	富士見斎場	H18.9.1	17	○	税抜き使用料を据え置くことが適当	○	現行使用料を見直すことが適当	生活環境課	
	5	富士見霊園	H25.7.1	10	○	現行使用料を据え置くことが適当	○	現行使用料を見直すことが適当	生活環境課	
	6	動物公園駐車場	H22.6.1	13	○	1日中駐車できることなどから税込み使用料を100円単位で引き上げることが適当	○	平日料金を設定することは適当	土木課	
	7	駅前駐車施設 (タクシープール)	H9.7.1	26	×		○	現行使用料を見直すことが適当	土木課	
	8	学校施設	-	23	×		○	現行使用料を据え置くことが適当	生涯学習総務課	
	9	学校運動場夜間照明	H8.4.1	27	○	公園夜間照明使用料との均衡を図る観点から、税抜き使用料を引き上げることが適当	○	現行使用料を見直すことが適当	スポーツ推進課	
	10	スポーツセンター	H30.4.1	5	○	管理運営コストの上昇や他市と比較して使用料が低いことから、税抜き個人使用料を引き上げることが適当	○	現行使用料を見直すことが適当	スポーツ推進課	貸切の時間区分を3区分から4区分に変更 個人使用料を改定
	11	生涯学習センターゆとりぎ	H18.4.1	17	○	税抜き使用料を据え置くことが適当	○	現行使用料を見直し、市外料金を設定することが適当	生涯学習センター ゆとりぎ	
	12	電気自動車用急速充電器	-	-	○	税込み使用料として最低料金100円/6分、その後50円/3分で最大30分まで1回最大500円と設定することが適当	○	現行使用料を据え置くことが適当	環境政策課	R7.12条例廃止
使用料（指定管理施設）	1	動物公園	H18.4.1	17	○	料金区分を見直し、税抜き使用料は引き上げることが適当	○	料金体系区分を見直すことは適当	土木課	H20.4～指定管理者
	2	弓道場	H17.4.1	18	○	税抜き使用料を据え置くことが適当	○	現行使用料を据え置くことが適当	スポーツ推進課	H17.4～指定管理者
	3	スイミングセンター	H30.04	5	○	他市の同種施設の使用料との均衡を図る観点から、税抜き個人使用料を引き上げることが適当	○	現行使用料を見直すことが適当	スポーツ推進課	H18.4～指定管理者
	4	公園運動場	H8.4.1	27	○	他市の同種施設の使用料との均衡を図る観点から、税抜き使用料を引き上げることが適当	○	現行使用料を見直すことが適当	土木課	R5.4～指定管理者
	5	富士見公園クラブハウス	H8.4.1	27	○	税抜き使用料を据え置くことが適当	○	現行使用料を見直すことが適当	土木課	R5.4～指定管理者
	6	公園夜間照明	H8.4.1	27	○	他市の同種施設の使用料との均衡を図る観点から、税抜き使用料を引き上げることが適当	○	現行使用料を見直すことが適当	土木課	R5.4～指定管理者
	7	堰下レクリエーション広場	H8.4.1	27	○	税抜き使用料を据え置くことが適当	○	現行使用料を据え置くことが適当	土木課	R5.4～指定管理者
手数料	1	市政情報開示	H15.10.1	20	×		○	現行手数料を据え置くことが適当	総務課	
	2	行政区域の境界証明	S63.6	35	×		○	現行手数料を据え置くことが適当	総務課	
	3	税務関係証明	S63.6	35	×		○	現行手数料の料金体系を見直すことが適当	課税課・納税課	課税・非課税証明、法人証明、評価証明、住宅用家屋証明、納税証明
	4	税務関係閲覧	H15.7.1	20	×		○	現行手数料を見直すことが適当	課税課	地籍図閲覧
	5	印鑑登録証明	S63.6	35	×		○	現行手数料の料金体系を見直すことが適当	市民課	
	6	住民基本台帳閲覧	H16.6.1	19	×		○	現行手数料を見直すことが適当	市民課	
	7	住民票交付	S63.6	35	×		○	現行手数料の料金体系を見直すことが適当	市民課	
	8	戸籍附票交付	S63.6	35	×		○	現行手数料を見直すことが適当	市民課	
	9	その他証明手数料	S63.6	35	×		○	現行手数料を見直すことが適当	市民課	住民票記載事項証明、不在住証明、不在籍証明、身分証明
	10	畜犬登録等	H11.3	24	×		○	現行手数料を据え置くことが適当	環境政策課	
	11	霊園管理	H25.7.1	10	○	税抜き手数料を据え置くことが適当	○	現行手数料を据え置き、新たな区分の設定は適当	生活環境課	
	12	墓地除草手数料	H6.4.1	29	○	税抜き手数料を引き上げることが適当	○	現行手数料を据え置き、新たな区分の設定は適当	生活環境課	
	13	墓地許可証交付	S59.4	39	×		○	現行手数料を据え置くことが適当	生活環境課	
	14	塵芥処理	H14.10.1	21	○	税抜き手数料を据え置くことが適当	○	現行手数料を見直すことが適当	生活環境課	指定収集袋、粗大ごみ(収集)、粗大ごみ(持込み)、剪定枝(持込み)
			H16.10.1	19						事業系一般廃棄物(持込み)
	15	動物の死体処理	H14.10.1	21	○	税抜き手数料を据え置くことが適当	○	現行手数料を見直すことが適当	生活環境課	
	16	し尿処理	H21.4.1	14	○	税抜き手数料を据え置くことが適当	○	現行手数料を見直すことが適当	生活環境課	
	17	一般廃棄物処理業許可	H18.4.1	17	×		○	現行手数料を据え置くことが適当	生活環境課	
	18	都市計画証明	S63.6	35	×		○	現行手数料を見直すことが適当	都市計画課	
	19	道路関係証明	S63.6	35	×		○	現行手数料を見直すことが適当	土木課	
	20	放置自転車等撤去	H6.10	29	○	税抜き手数料を据え置くことが適当	○	現行手数料を据え置くことが適当	防災安全課	
21	下水道工事店指定事務	H14.4.1	21	×		○	現行手数料を据え置くことが適当	上下水道業務課		
新規	1	排水設備計画確認手数料	-	-	／		／		上下水道業務課	
	2	排水設備検査手数料	-	-	／		／		上下水道業務課	
水道料金		H26.4.1	9	×			○	現行料金について見直すことが適当	上下水道業務課	
下水道使用料		H18.4.1	17	×			○	現行料金について見直すことが適当	上下水道業務課	

羽村市使用料等審議会の状況（過去の審議経過）

令和5年度 審議結果

01 「使用料等適正化のための基本方針」の決定

これまでの基本方針を引き継いだもので、かつ、合理的であり、適当であるとする。しかし、適正な受益者負担を検討するにあたり、資本形成に係る経費を含めたコスト計算が必要と捉え、今回からランニングコストに加え、減価償却費等も含めたフルコストでのコスト計算を行うこととした。

02 水道料金の適正化について

現行料金について見直すことが適当であるとする。なお、公営企業として、経営改善努力に鋭意取り組む必要がある。

03 下水道使用料の適正化について

現行料金について見直すことが適当であるとする。なお、公営企業として、経営改善努力に鋭意取り組む必要がある。

04 動物公園入園料

入園料を見直すことは適当であるとするが、制度設計については調整が必要である。

05 動物公園駐車場使用料

使用料を据え置き、平日も徴収することが適当であるとする。

06 スポーツセンター使用料

使用料を見直すことが適当であるとする。なお、大幅な改定率とならないよう、激変緩和措置を講ずる等、調整が必要である。

07 スイミングセンター使用料

使用料を見直すことが適当であるとする。

08 富士見斎場使用料

使用料を見直すことが適当であるとする。

09 霊園使用料

区画墓地の使用料を見直すことが必要であるとする。

10 産業福祉センター使用料

使用料を見直すことが必要であるとする。

11 生涯学習センターゆとりぎ使用料

使用料を見直し、市外料金を設定することが適当であるとする。なお、利用者数の増加・利用率の向上に不断の努力をする必要がある。

12 学校運動場夜間照明使用料

電気料金が上昇している観点から、使用料を見直すことが適当であるとする。

13 駅前駐車施設（タクシープール）使用料

使用料を見直すことが適当であるとする。

14 公園運動場使用料

他市の同種施設の使用料との均衡を図る観点から、使用料を見直すことが適当であると考ええる。また、市民と市外在住者の差別化を図った料金設定が必要と考える。

15 公園夜間照明使用料

指定管理者へ委託している状況を踏まえ、適切なタイミングで使用料を見直すことが適当であると考ええる。

16 富士見公園クラブハウス使用料

使用料を見直すことが適当であると考ええる。なお、積極的に施設のPRを行い、稼働率を上げる努力をする必要があると考える。

<見直すことが適当とされた手数料>

17 都市計画証明手数料

18 住民票交付手数料

19 印鑑登録証明書手数料

20 戸籍附票手数料

21 その他証明手数料

22 住民基本台帳閲覧手数料

23 市民税関係証明手数料

24 固定資産税関係証明手数料

25 税務関係閲覧手数料

26 納税証明手数料

27 道路関係証明手数料

28 動物の死体処理手数料

29 し尿処理手数料

30 塵芥処理(ごみ処理)手数料

<現行どおりとされた使用料等>

(使用料)

31 電気自動車用急速充電器使用料

32 学習等供用施設・地域集会施設使用料

33 コミュニティセンター使用料

34 学校施設使用料

35 弓道場使用料

(手数料)

36 下水道工事店指定事務手数料

37 畜犬登録等手数料

38 市政情報開示手数料

39 その他証明書手数料(行政区域の境界証明)

40 放置自転車等撤去手数料

41 一般廃棄物処理業等許可手数料

42 墓地許可証交付手数料

43 霊園管理手数料

44 墓地除草手数料

平成31年度(令和元年度) 審議結果

01 「使用料等適正化のための基本方針」の決定

これまでの基本方針を引き継いだもので、かつ、合理的であり、適当であると考ええる。ただし、原価計算(コスト計算)については、現在、公共施設のランニングコストのみを対象経費としているが、地方公会計の導入が進められていることを踏まえ、減価償却費等も含めたフルコストでの原価計算(コスト計算)について、調査・研究を行う必要があると考える。

02 消費税等の税率引き上げ分を使用料等に転嫁することについて

地方公共団体には消費税等の申告義務は課されていないが、法人である地方公共団体も事業者として納税義務が課されているため、消費税等の税率引上げ分を転嫁せず、使用料等を据え

置いたままにすると、税抜きの実質的な使用料等は理論上引き下げられることとなる。また、サービスの提供にかかるコストについては、消費税引上げに伴い増加するため、消費税等の税率引上げ分を使用料等に転嫁することは適当であると考ええる。

03 コミュニティセンター使用料

市内の同種施設の利用者負担割合との均衡を図る観点などから、使用料を見直すことが適当であると考ええる。

04 学習等共用施設・地域集会施設使用料

条例に規定する使用料に統一することが適当であると考ええる。

05 動物公園駐車場使用料

動物公園駐車場は1日中駐車できることなどの観点から、税抜き使用料を上げることが適当であると考ええる。

06 公園運動場使用料

他市の同種施設の使用料との均衡を図る観点から、税抜き使用料を上げることが適当であると考ええる。

07 公園夜間照明使用料

他市の同種施設の使用料との均衡を図る観点から、税抜き使用料を上げることが適当であると考ええる。

08 学校運動場夜間照明

公園夜間照明使用料との均衡を図る観点から、税抜き使用料を上げることが適当であると考ええる。

09 スポーツセンター使用料

管理運営コストの上昇や他市と比較して使用料が低いことから、税抜き個人使用料(卓球室、トレーニングルーム)は上げることが適当であると考ええる。

10 電気自動車用急速充電器使用料

無料開放から有料としようとするにあたり、税込み使用料として、最低料金を6分100円、その後3分につき50円で最大30分、1回最大500円とすることが適当であると考ええる。

11 動物公園使用料

現在の料金区分を見直し、税抜き使用料を上げることが適当であると考ええる。

12 スイミングセンター

他市の同種施設の使用料との均衡を図る観点から、税抜き個人使用料(トレーニングルーム)を上げることが適当であると考ええる。

13 墓地除草手数料

本来、使用者が管理するものであるため、税金で賄うべきではなく、税抜き手数料を上げることが適当であると考ええる。

<現行どおりとされた使用料等>

14 産業福祉センター使用料

15 小作駅前駐車場使用料

16 富士見斎場使用料

17 富士見霊園使用料

18 富士見公園クラブハウス使用料

19 堰下レクリエーション広場使用料

20 生涯学習センターゆとろぎ使用料

21 自然休暇村(清里・ハケ岳少年自然の家)使用料

22 弓道場使用料

(手数料)

23 霊園管理手数料

24 塵芥処理手数料

25 動物の死体処理手数料

26 し尿処理手数料

27 放置自転車等撤去手数料

平成29年度 審議結果

01 「使用料等適正化のための基本方針」の決定

これまでの基本方針を引き継いだもので、かつ、合理的であり、適当であると考え。ただし、原価計算(コスト計算)については、現在、公共施設のランニングコストのみを対象経費としているが、地方公会計の導入が進められていることを踏まえ、減価償却費等も含めたフルコストでの原価計算(コスト計算)について、調査・研究を行う必要があると考える。

02 スポーツセンター使用料

個人使用料(卓球室、トレーニングルーム)については、受益者負担の適正化を図る観点から見直すことが適当であると考え。

03 スイミングセンター使用料

個人使用料(トレーニングルーム)については、受益者負担の適正化を図る観点から見直すことが適当であると考え。

04 コミュニティセンター使用料

市内の同種施設の利用者負担割合との均衡を図る観点などから、使用料を見直すことが適当であると考え。

05 学習等供用施設・地域集会施設使用料

条例に規定する使用料に統一することが適当であると考え。

06 公園運動場使用料

他市の同種施設の使用料との均衡を図る観点から、使用料を見直すことが適当であると考え。

07 公園夜間照明使用料

ソフトボール場やテニスコート、陸上競技場については、他市の同種施設の使用料との均衡を図る観点から、使用料を見直すことが適当であると考え。

08 富士見公園クラブハウス使用料

現行使用料を据え置くことが適当であると考え。なお、積極的に施設のPRを行い、稼働率を上げる努力をする必要があると考える。

09 学校運動場夜間照明使用料

公園夜間照明使用料との均衡を図る観点から、使用料を見直すことが適当であると考え。

10 自然休暇村清里・自然休暇村ハケ岳少年自然の家使用料

現行使用料を据え置くことが適当であると考え。なお、積極的に施設のPRを行い、稼働率を上げる努力をする必要があると考える。

11 動物公園使用料

小・中学生の使用料や75歳以上の使用料については、料金区分及び使用料の見直しを検討

することが適当であると考え。なお、使用料を引き上げる場合、より魅力のある施設にする努力が必要であると考え。

12 水道料金

現行料金を据え置くことが適当であると考え。なお、水のPRについて一層の努力をする必要があると考え。

13 下水道使用料

現行使用料を据え置くことが適当であると考え。なお、災害発生時に迅速に対応するための財源確保策について検討する必要がある。

<現行どおりとされた使用料等>

(使用料)

14 富士見斎場使用料

15 産業福祉センター使用料

16 小作駅前駐車場使用料

17 動物公園駐車場使用料

18 駅前駐車施設(タクシープール)使用料

19 堰下レクリエーション広場使用料

20 生涯学習センターゆとりぎ使用料

21 水上公園使用料

22 弓道場使用料

(手数料)

23 住民票交付手数料

24 印鑑登録証明手数料

25 戸籍附票手数料

26 その他証明手数料

27 住民基本台帳閲覧手数料

28 税務関係証明手数料

29 税務関係閲覧手数料

30 放置自転車等撤去手数料

31 市政情報開示手数料

32 都市計画証明手数料

33 その他証明手数料(行政区域の境界証明)

34 道路関係証明手数料

35 霊園管理手数料

36 墓地除草手数料

37 墓地許可証交付手数料

38 塵芥処理手数料

39 動物の死体処理手数料

40 し尿汲取手数料

41 一般廃棄物処理業許可手数料

42 畜犬登録等手数料

43 下水道工事店指定事務手数料

<その他>

44 コンビニ証明交付サービスに係る手数料については、窓口交付手数料と同額とすることが適当であると考え。(住民票等交付手数料)

45 スポーツセンターホール利用区分等の見直しについては、別表のとおり見直すことが適当であると考え。(別表略)

平成25年度 審議結果

01 「使用料等適正化のための基本方針」の決定

02 学習等供用施設・地域集会施設使用料

現行使用料を据え置くことが適当。ただし、稼働率を高めるためのPRに努める必要がある。

03 産業福祉センター使用料

現行使用料を据え置くことが適当。なお、貸出施設の面積に応じた使用料設定について、検

討する必要があると考える。

04 小作駅前駐車場使用料

現行使用料を据え置くことが適当。市営駐車場であるため、近隣の民間駐車場よりも使用料を低く設定してもよいのではないか。

05 公園運動場使用料

現行使用料を据え置くことが適当。テニスコートの使用料については料金を上げてはどうか。

06 印鑑登録証明手数料、住民票交付手数料

現行手数料を据え置くことが適当。自動交付機の利用促進を図っているが、利用率が窓口交付に比べて低い状況であることから、自動交付機の手数料設定を見直すなど、利用率が向上するように検討する必要がある。

07 都市計画証明手数料

現行手数料を据え置くことが適当。他市の状況をみると1,500円に設定している市(1市)があることから、今後とも他市町村の状況把握に努めていく必要がある。

08 住民基本台帳カード交付及び再交付手数料

現行手数料を据え置くことが適当。制度が大きく変更となることから、今後の動向に注視する必要がある。

09 動物の死体処理手数料

現行手数料を据え置くことが適当。コストに対する利用者負担割合を、今後、100%に近づけていくことについて検討する必要がある。

10 畜犬登録等手数料

現行手数料を据え置くことが適当。西多摩保健所管内の近隣市と調整を図るなど、コストに対する利用者負担割合の改善に努める必要がある。))

11 水道料金

見直すことが適当 平均改定率21.33%)

12 市外利用者の料金の設定

各施設の稼働率や市外利用者の利用状況を把握したうえで、施設ごとに検討する必要がある。

13 減免規定について

施設の設置目的を勘案し、適用範囲を改めて見直すとともに、社会教育関係団体の減免については、施設間で統一を図る必要がある。

<以下、現行どおり>

14 富士見斎場使用料

15 公園運動場使用料

16 コミュニティセンター使用料

17 富士見公園クラブハウス使用料

18 公園・学校運動場夜間照明使用料

19 堰下レクリエーション広場使用料

20 スポーツセンター使用料

21 生涯学習センターゆとりぎ使用料

22 霊園管理手数料

23 墓地除草手数料

24 墓地許可証交付手数料

25 粗大ごみ持込手数料

26 可燃物処理手数料

27 剪定枝持込手数料

28 粗大ごみ収集手数料

29 し尿汲取手数料

- 30 可燃物、不燃物収集手数料(指定袋) 31 一般廃棄物処理業許可手数料
- 32 放置自転車等撤去手数料 33 税務関係証明手数料
- 34 税務関係閲覧手数料 35 市政情報開示手数料
- 36 道路関係証明手数料 37 戸籍附票手数料
- 38 市民課閲覧手数料 39 その他証明手数料
- 40 下水道工事店指定事務手数料 41 下水道使用料

平成24年度 審議結果

- 01 「使用料等適正化のための基本方針」の決定
- 02 富士見霊園 区画墓地使用料、納骨壇使用料、更新使用料、合葬室使用料
利用者負担の割合は概ね70%~75%前後が適当)
- 03 霊園管理手数料
既存墓地の6.0㎡区画、4.5㎡区画は現行手数料据え置き、新設の1.0㎡区画、1.5㎡区画
については、利用者負担率81.3%が適当
- 04 墓地除草手数料、墓地許可証交付手数料
現行手数料据え置き

平成21年度 審議結果

- 01 「使用料等適正化のための基本方針」の決定
- 02 学習等供用施設・地域集会施設使用料
使用料の公平性を保つため、利用者負担を考慮し、時間をかけて検討することが適当
- 03 公園運動場使用料
現行使用料を据え置くことが適当、市外利用者の料金設定について検討する必要がある。
- 04 スポーツセンター使用料
現行使用料を据え置くことが適当、市外利用者の料金設定について検討する必要がある。
- 05 市政情報開示手数料
他の自治体等の動向を慎重に検討し、現行手数料を上げることが適当
- 06 水道料金
見直すことが適当 平均改定率18.57%
- 07 住民票自動交付機と窓口での手数料の設定
自動交付機と窓口で手数料に格差を設けないことが適当
- 08 市外利用者の料金の設定、時間単位での貸出し及び減免
市外利用者の料金設定については、施設ごとに検討する必要がある。
貸出し区分については、時間単位での貸出しを検討する必要がある。
減免については、適用される範囲について、限定的にするよう見直しをすることが適当

<以下、現行どおり>

- 09 富士見斎場使用料 10 産業福祉センター使用料
- 11 コミュニティセンター使用料 12 富士見公園クラブハウス使用料
- 13 公園・学校運動場夜間照明使用料 14 堰下レクリエーション広場使用料

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 15 スポーツセンター使用料 | 16 生涯学習センターゆとりぎ使用料 |
| 17 霊園管理手数料 | 18 墓地除草手数料 |
| 19 墓地許可証交付手数料 | 20 動物の死体処理手数料 |
| 21 可燃物処理手数料 | 22 粗大ごみ持込手数料 |
| 23 粗大ごみ収集手数料 | 24 剪定枝持込手数料 |
| 25 可燃物、不燃物収集手数料(指定袋) | 26 し尿汲取手数料 |
| 27 一般廃棄物処理業許可手数料 | 28 畜犬登録等手数料 |
| 29 放置自転車等撤去手数料 | 30 税務関係証明手数料 |
| 31 税務関係閲覧手数料 | 32 都市計画証明手数料 |
| 33 道路関係証明手数料 | 34 住民票交付手数料 |
| 35 印鑑登録証明手数料 | 36 戸籍附票手数料 |
| 37 その他証明手数料 | 38 市民課閲覧手数料 |
| 39 下水道工事店指定事務手数料 | 40 下水道使用料 |

平成17年度 審議結果

01 生涯学習施設(仮称)西棟使用料の設定

9月議会に条例提案の必要があり、中間答申をいただき、使用料設定(案)が適当)

02 動物公園入園料

現行どおりが適当。ただし、減免規定の市外幼稚園・保育園・小中学校等の入園料の減額は、40/100相当から20/100相当とする。また、市内の70歳以上の高齢者の入園料は、免除を減額2/3相当とする。

03 下水道使用料

前回答申を実行し、平均改定率16.25%を見直すことが適当

04 住民票の写し証明手数料等

郵便申請に対する手数料格差を設けることが適当

05 一般廃棄物処理業等許可手数料

他市町の状況を勘案し、改定することが適当

<以下、現行どおり>

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 06 水道料金 | 07 コミュニティセンター使用料 |
| 08 スポーツセンター使用料 | 09 スイミングセンター使用料 |
| 10 公園及び学校運動場夜間照明使用料 | 11 公園運動施設使用料 |
| 12 富士見公園クラブハウス使用料 | 13 堰下レクリエーション広場使用料 |
| 14 産業福祉センター使用料 | 15 動物公園入場料 |
| 16 水上公園 | |

平成13年度 審議結果

01 水道料金

平均改定率21.98%を見直すことが適当

02 下水道使用料

平均改定率16.25%を見直すことが適当。ただし、経済情勢等に鑑み市民等への負担増を考慮し、水道料金と同時に望ましくないため、1～2年後に改定するよう配慮すべき。

03 指定下水道工事店指定事務手数料

東京都等を勘案し、新たに手数料を設けることが適当

04 廃棄物処理手数料(家庭ごみの有料化)

新たに手数料を設けることが適当

05 スポーツセンター使用料 06 スイミングセンター使用料

現行どおりが適当。ただし、市外利用者は1.5倍とする。

<以下、現行どおり>

07 公民館使用料 08 コミュニティセンター使用料

09 自然休暇村「清里」・「ハケ岳少年自然の家」使用料

10 公園運動施設使用料 11 富士見公園クラブハウス使用料

12 水上公園使用料 13 堰下レクリエーション広場使用料

14 福祉会館使用料 15 公園及び学校運動場夜間照明使用料

16 動物公園入場料等 17 廃棄物処理手数料

平成9年度 審議結果

01 下水道使用料

平成9年4月から消費税5%に改定されたことによる使用料への消費税相当額の転嫁及び消費税を除く部分の料金改定(平均13.34%の改定)

02 水道使用料

平成9年4月から消費税5%に改定されたことによる使用料への消費税相当額の転嫁

03 市営住宅使用料

公営住宅法改正に伴う改定

平成7年度 審議結果

<平成5年度の改定答申を見送ったもので、今回も同様に改定を答申されたもの>

01 福祉会館使用料

結婚式に係る施設の民間施設との役割等について提起

02 公民館使用料

付属器具の改定率は均衡を失することのないよう配慮することが必要

03 スポーツセンター使用料

個人利用は据え置き。また、減免の適正化案の提示があったが、同様の施設についても同様

04 公園運動施設使用料、05 公園及び学校運動場照明使用料、06 自然休暇村使用料

<上記以外>

07 コミュニティセンター使用料

会議室等は、他施設との均衡に配慮することが必要

08 富士見公園クラブハウス使用料

据え置き

09 堰下レクリエーション広場使用料

他の同類施設との整合を図り、公平利用のため管理の適正化を

10 スイミングセンター使用料

会議室以外、据え置き

11 動物公園入園料

こども料金据え置き。70歳以上の高齢者の軽減措置を検討。駐車場の利用者負担について検討を提起

12 富士見斎場利用料

公共的団体への委託方法は適切

13 海の家はむら「いざわ荘」利用料

民間類似施設を考慮し引上げ

14 夏期保養施設海の家利用料

13と同レベル負担割合が妥当

15 廃棄物処理手数料

西多摩衛生組合構成市町との関係により単独見直しは困難

16 水道使用料

平均改定率23%を上限とする見直しが必要

令和8年度 羽村市使用料等審議会審議日程(案)

回	開催日時	会議内容	審議事項	配布資料等
1	5月12日(火) 午後1:15～	・委嘱状の交付 ・会長、職務代理 の選任 ・諮問 ・会議の説明 ・審議、報告 ・その他	・諮問事項について ・審議の進め方について ・傍聴の定めについて ・市の財政状況等について ・使用料等適正化のための 基本方針について ほか	・諮問書(写し) ・諮問事項について ・審議日程(案) ・傍聴の定め(案) ・財政状況資料等 ・基本方針(案) ほか
2	5月26日(火) 午後2:00～	審議	使用料等の適正化について	・コスト計算書 ・その他資料
3	6月9日(火) 午後2:00～	審議	使用料等の適正化について	・コスト計算書 ・その他資料
4	6月23日(火) 午後2:00～	審議	使用料等の適正化について	・コスト計算書 ・その他資料
5	6月30日(火) 午前10:00～	審議	中間答申について 使用料等の適正化について	・中間答申案 ・コスト計算書 ・その他資料
6	7月7日(火) 午前10:00～	中間答申 審議	使用料等の適正化について	・コスト計算書 ・その他資料
7	8月3日(月) 午前10:00～	審議	使用料等の適正化について	・コスト計算書 ・その他資料
8	8月6日(木) 午後2:00～	審議	使用料等の適正化について	・コスト計算書 ・その他資料
9	9月29日(火) 午後2:00～	審議	使用料等の適正化について	・コスト計算書 ・その他資料
10	10月8日(木) 午前10:00～	審議	答申について	・答申案
—	月 日()	答申		

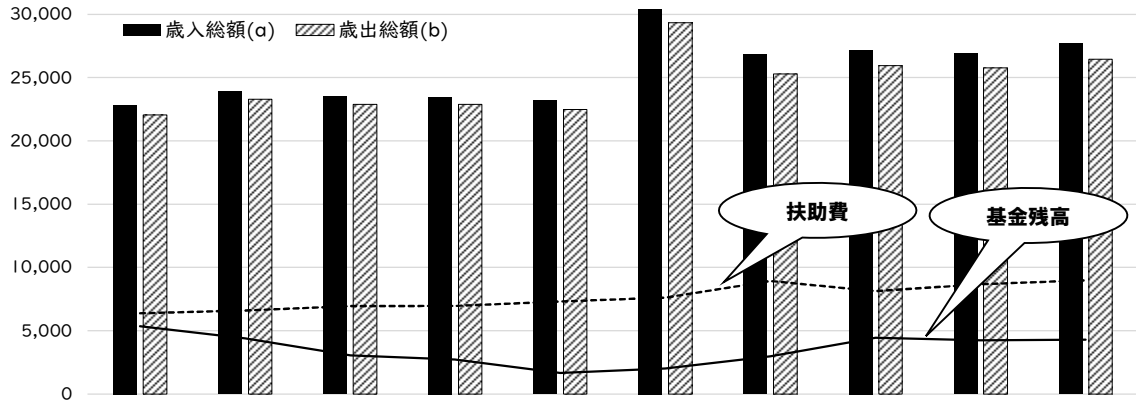
羽村市の財政状況

資料7-1

令和8年5月12日
企画部財政課

決算額の推移（普通会計）

（単位：百万円）



	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6
歳入総額(a)	22,816	23,877	23,481	23,469	23,200	30,409	26,794	27,172	26,877	27,703
歳出総額(b)	22,051	23,272	22,873	22,898	22,486	29,332	25,280	25,937	25,772	26,453
歳入歳出差引額(c)a-b	765	605	608	571	714	1,077	1,514	1,235	1,105	1,250
翌年度へ繰り越すべき財源(d)	84	148	7	2	13	5	26	1	41	29
実質収支(e)c-d	681	457	601	569	701	1,072	1,488	1,234	1,064	1,221
扶助費	6,391	6,596	6,946	6,966	7,317	7,615	8,930	8,131	8,674	8,993
基金残高	5,368	4,390	3,060	2,738	1,672	2,026	2,970	4,461	4,244	4,292

○普通会計の決算額は、介護サービス事業を除く一般会計の決算額に、羽村駅西口土地区画整理事業会計の決算額を加え、この会計相互の繰入金及び繰出金の相殺などを行って算出したものです。

○歳出総額は、少子高齢化を背景として、保育園、児童手当、障害福祉サービス費など扶助費の増加などにより増えています。

○市税等収入が伸びない中で、歳出総額の増加に対応するため、財政調整基金などの基金の取り崩しでやりくりするなど、厳しい財政運営となっています。

○基金残高はコロナ禍での事業中止などにより一時的に回復しましたが、予算編成時に大幅に取り崩している厳しい状況を踏まえ、市では、持続可能な財政構造とするため、行財政改革の取組として事務事業の見直しや枠配分方式による予算編成を実施するなど、自主財源の確保や経常的経費の削減などに取り組んでいます。

経常収支比率及び財政力指数の推移

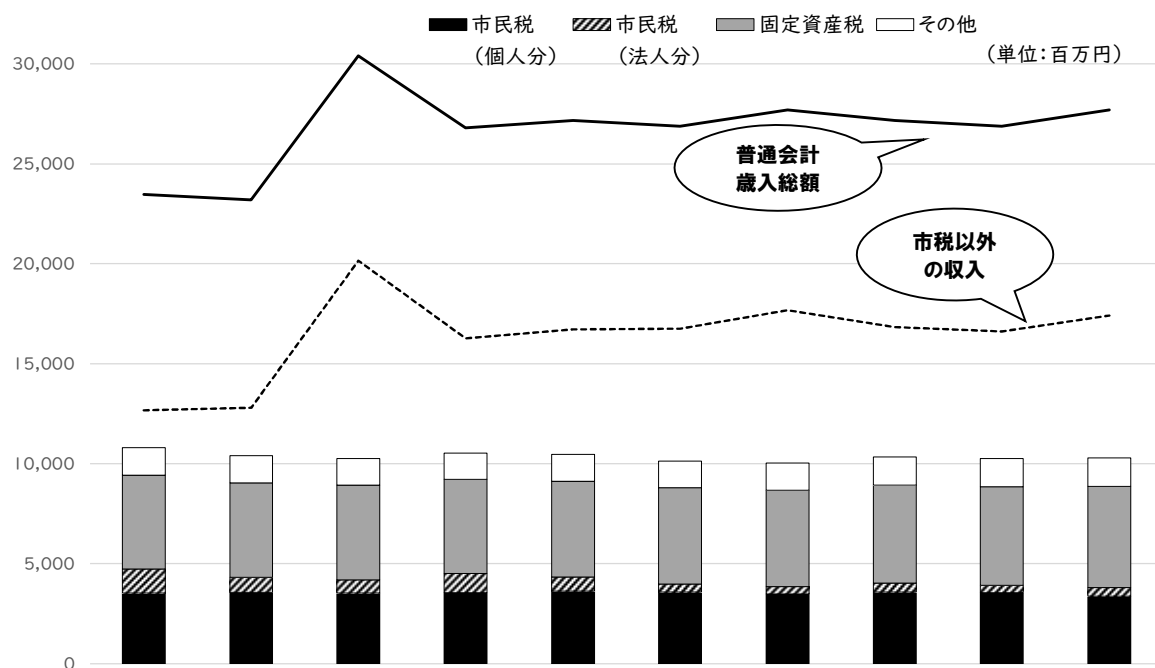
	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6
経常収支比率	96.7	103.5	105.8	100.7	102.6	100.2	91.4	95.6	98.5	94.5
財政力指数(単年度)	1.031	1.024	0.996	0.977	0.984	0.979	0.925	0.926	0.938	0.910
財政力指数(3年平均)	0.985	1.009	1.017	0.999	0.986	0.980	0.963	0.943	0.930	0.925

○経常収支比率は、財政の弾力性を示す指標です。人件費や扶助費などの経常的経費に対して、市税など経常的に収入される一般財源がどのくらい充当されるかを表しています。

○平成28年度以降の経常収支比率は100%を超え財政の硬直化が進んでいます。令和3年度はコロナ禍で多くの事業が中止となり大幅に下がりました。令和4年度以降は行財政改革の取組や一般財源の増加などにより改善傾向にあります。

○財政力指数は、この数値が高いほど財政力がある自治体とされます。単年度の財政力指数が1を下回ると国の地方交付税（普通交付税）の交付団体となります。直近では、平成29年度から国の地方交付税（普通交付税）が交付されています。なお、3年平均の財政力指数は、他団体との比較をする場合に使用するものです。

市税収入等の推移



	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6
市 民 税 (個 人 分)	3,522	3,560	3,528	3,544	3,623	3,578	3,477	3,574	3,537	3,378
市 民 税 (法 人 分)	1,196	762	659	957	714	391	371	456	384	425
固 定 資 産 税	4,709	4,720	4,736	4,714	4,782	4,822	4,823	4,903	4,921	5,059
そ の 他	1,369	1,361	1,329	1,309	1,333	1,332	1,353	1,401	1,423	1,435
市 税 収 入 総 額	10,796	10,403	10,252	10,524	10,452	10,123	10,024	10,334	10,265	10,297
歳入総額に占める市 税収入の割合	46.0%	44.8%	33.7%	39.3%	38.5%	37.7%	36.2%	38.0%	38.2%	37.2%
普 通 会 計 歳 入 総 額	23,469	23,200	30,409	26,794	27,172	26,877	27,703	27,172	26,877	27,703
市税以外の収入	12,673	12,797	20,157	16,270	16,720	16,754	17,679	16,838	16,612	17,406

○市税収入総額は、平成28年度以降、103億円前後の範囲で変動しています。税収変動の主な要因は、企業の業績などに基づいて納付される市民税(法人分)の増減によるものです。

○市民税の増・減収要因

・令和4年度は、個人分では営業所得をはじめとした個人所得の増加、法人分では製造業を中心に市内企業の業績が上向いたことなどにより、前年度と比較して3億1,074万円、3.1%の増収となりました。

・令和5年度は、個人分では社会保険料控除などの所得控除やふるさと納税等の寄附金税額控除が増加したこと、法人分では製造業を中心に市内企業の業績が低調であったことなどにより、前年度と比較して6,973万円、0.7%の減収となりました。

・令和6年度は、個人分が定額減税の影響を受け大きく減少した一方、法人分では製造業を中心に市内企業の業績が堅調であったことなどにより、前年度と比較して3,197万円、0.3%の増収となりました。

○市税以外の増・減収要因

・令和4年度は、法人事業税交付金について企業収益の増が反映されたほか、地方交付税や地方消費税交付金などが増加したことにより、162億7,013万円となり、市債3億9,400万円の借入れ、基金からの1億7,899万円の繰入れにより歳入を確保しました。

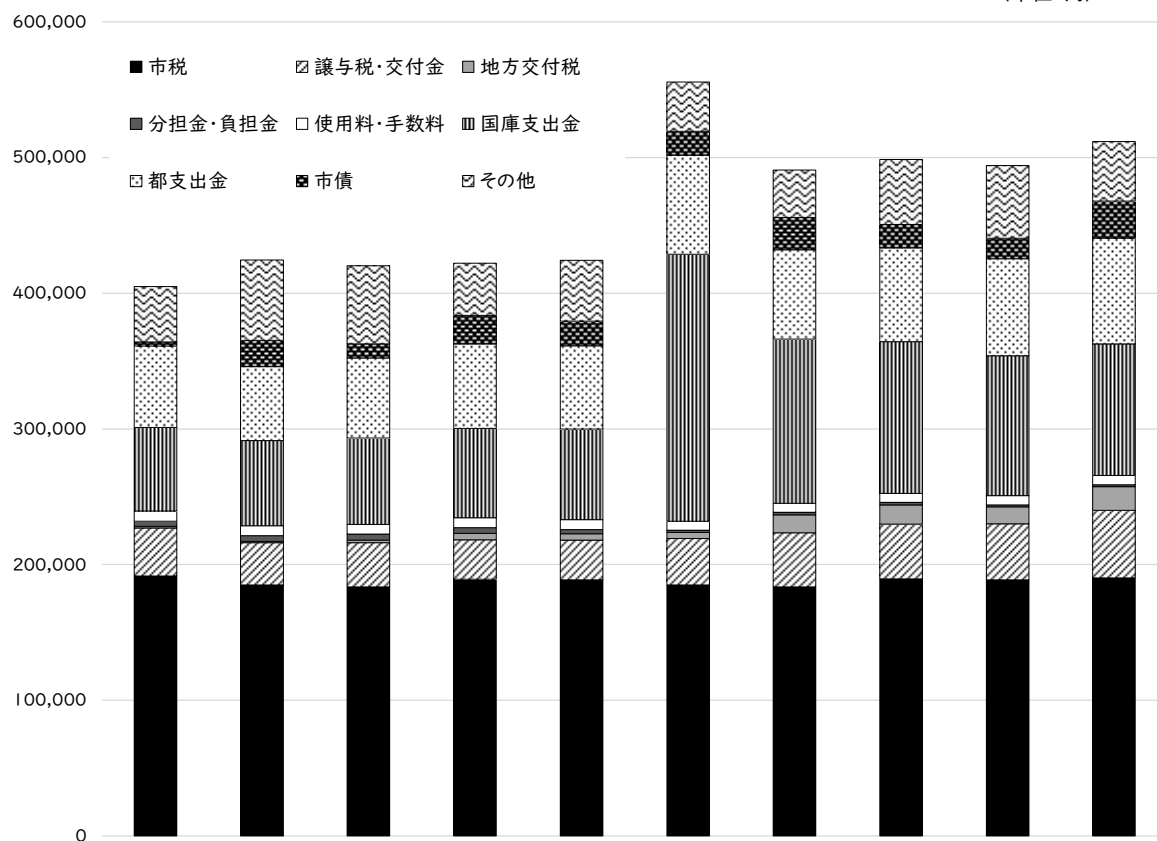
・令和5年度は、法人事業税交付金について企業収益の増が反映され増加したものの、地方交付税や地方消費税交付金などが減少したことにより、161億9,624万円となり、市債3億620万円の借入れ、基金からの1億2,628万円の繰入れにより歳入を確保しました。

・令和6年度は、国税が増加したことに伴い地方交付税が再算定されて増加したほか、株式等譲渡所得割交付金などが増加したことにより、165億3,786万円となり、市債5億9,120万円の借入れ、基金からの7億9,235万円の繰入れにより歳入を確保しました。

市民1人あたりの歳入

○各年度の市民一人あたりの歳入は次のとおりです。

(単位:円)



	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6
市 税	191,572	184,964	183,505	189,254	188,825	184,979	183,552	189,606	188,632	190,233
譲与税・交付金	35,325	31,115	32,490	28,960	29,294	34,115	39,750	40,211	41,549	49,779
地 方 交 付 税	1,158	916	2,038	4,842	4,588	4,527	13,426	14,029	12,348	17,469
分担金・負担金	3,962	4,249	4,471	4,203	3,157	1,681	1,789	1,820	1,597	1,333
使用料・手数料	7,450	7,353	7,167	7,348	7,249	6,596	6,728	6,914	6,746	6,810
国 庫 支 出 金	61,640	62,703	63,443	65,750	66,720	196,796	120,978	111,812	103,073	97,068
都 支 出 金	59,857	54,461	59,081	62,315	61,412	73,131	65,767	69,123	71,486	77,896
市 債	3,159	19,433	10,413	20,816	18,195	17,444	23,668	17,136	15,183	27,126
そ の 他	40,748	59,333	57,679	38,555	44,740	36,394	35,001	47,877	53,311	44,108
合 計	404,871	424,527	420,287	422,043	424,180	555,663	490,659	498,528	493,925	511,822
各年度1月1日人口	56,355	56,244	55,870	55,607	55,354	54,725	54,609	54,504	54,416	54,126

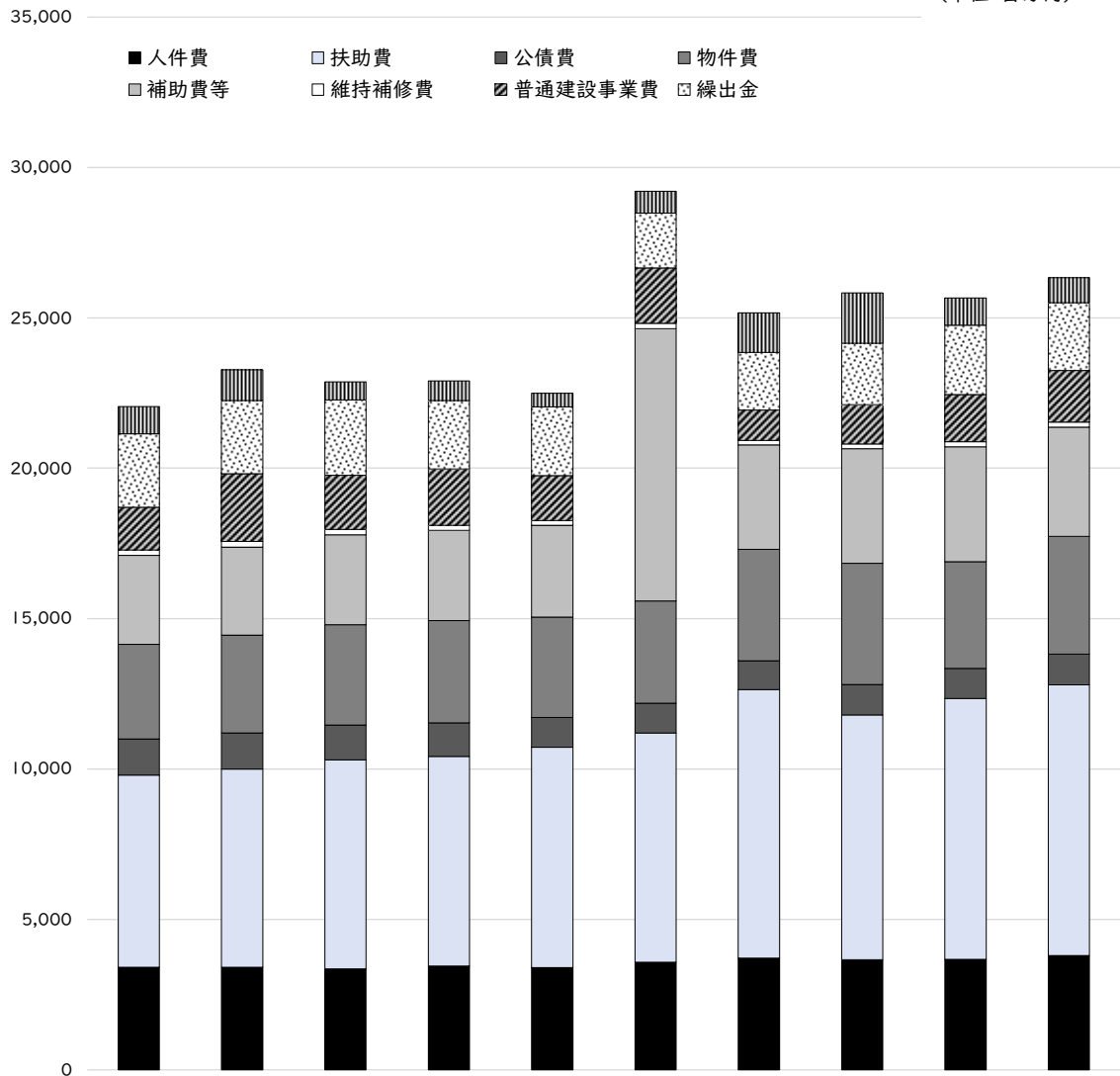
○令和5年度以降の使用料・手数料は、市内公園管理について指定管理契約をしたことに伴い、市の歳入から指定管理者の歳入に変わったことなどにより減収しています。

○令和3年度以降の地方交付税が増加した要因は、普通交付税の基準財政需要額の算定経費に臨時経済対策費と臨時財政対策債償還基金費などが加えられたことによるものです。

○令和2年度以降の国庫支出金が増加した主な要因は、特別定額給付金や新型コロナウイルス感染症対策、非課税世帯等に対する給付金や物価高騰対策の実施に伴うものです。

歳出の推移

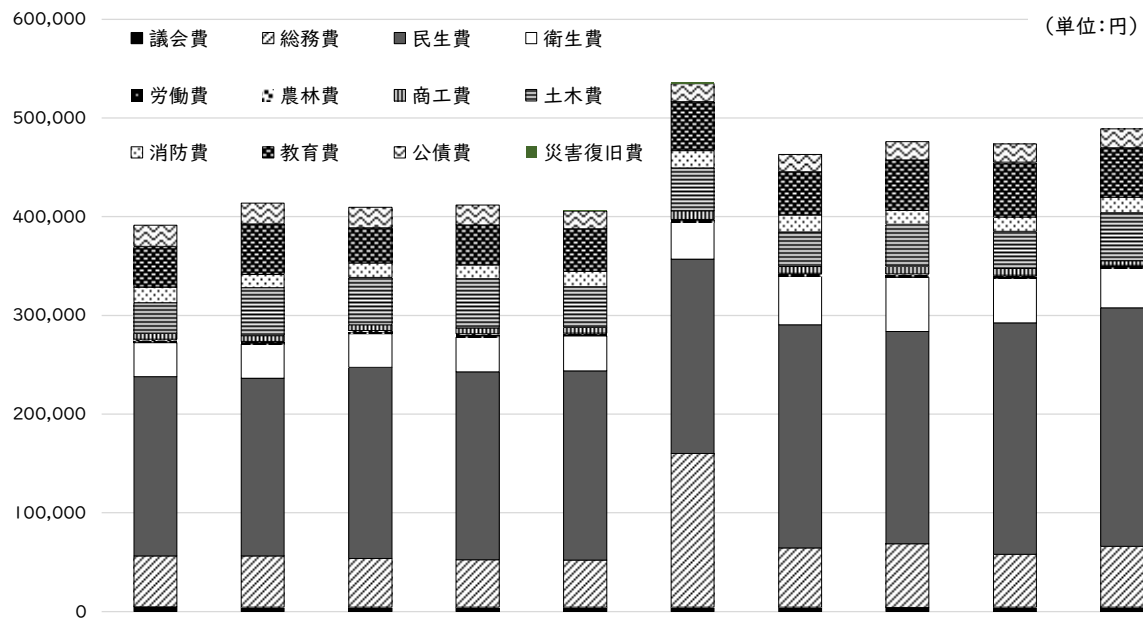
(単位:百万円)



	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6
人 件 費	3,407	3,406	3,361	3,451	3,402	3,584	3,712	3,664	3,671	3,806
扶 助 費	6,391	6,596	6,946	6,966	7,316	7,615	8,930	8,131	8,674	8,993
公 債 費	1,206	1,193	1,160	1,124	998	994	959	1,007	1,003	1,021
物 件 費	3,143	3,257	3,328	3,396	3,335	3,394	3,702	4,042	3,539	3,912
補 助 費 等	2,956	2,931	2,993	2,995	3,049	9,051	3,470	3,809	3,831	3,632
維 持 補 修 費	178	179	178	168	161	176	150	152	166	171
普通建設事業費	1,416	2,249	1,797	1,874	1,495	1,847	1,014	1,315	1,567	1,709
繰 出 金	2,449	2,434	2,505	2,282	2,287	1,823	1,909	2,037	2,303	2,258
積 立 金	905	1,027	605	642	443	726	1,320	1,670	910	840
そ の 他	0	0	0	0	0	122	114	110	108	111
歳 出 総 額	22,051	23,272	22,873	22,898	22,486	29,332	25,280	25,937	25,772	26,453

○歳出総額が増加傾向になっている主な要因は、令和2年度の特別定額給付金をはじめとした新型コロナウイルス感染症対策に係る経費により、補助費や扶助費、物件費が一時的に増加したことや、私立保育園保育委託料や障害福祉サービス費などの扶助費が増加したことによるものです。

市民1人あたりの歳出



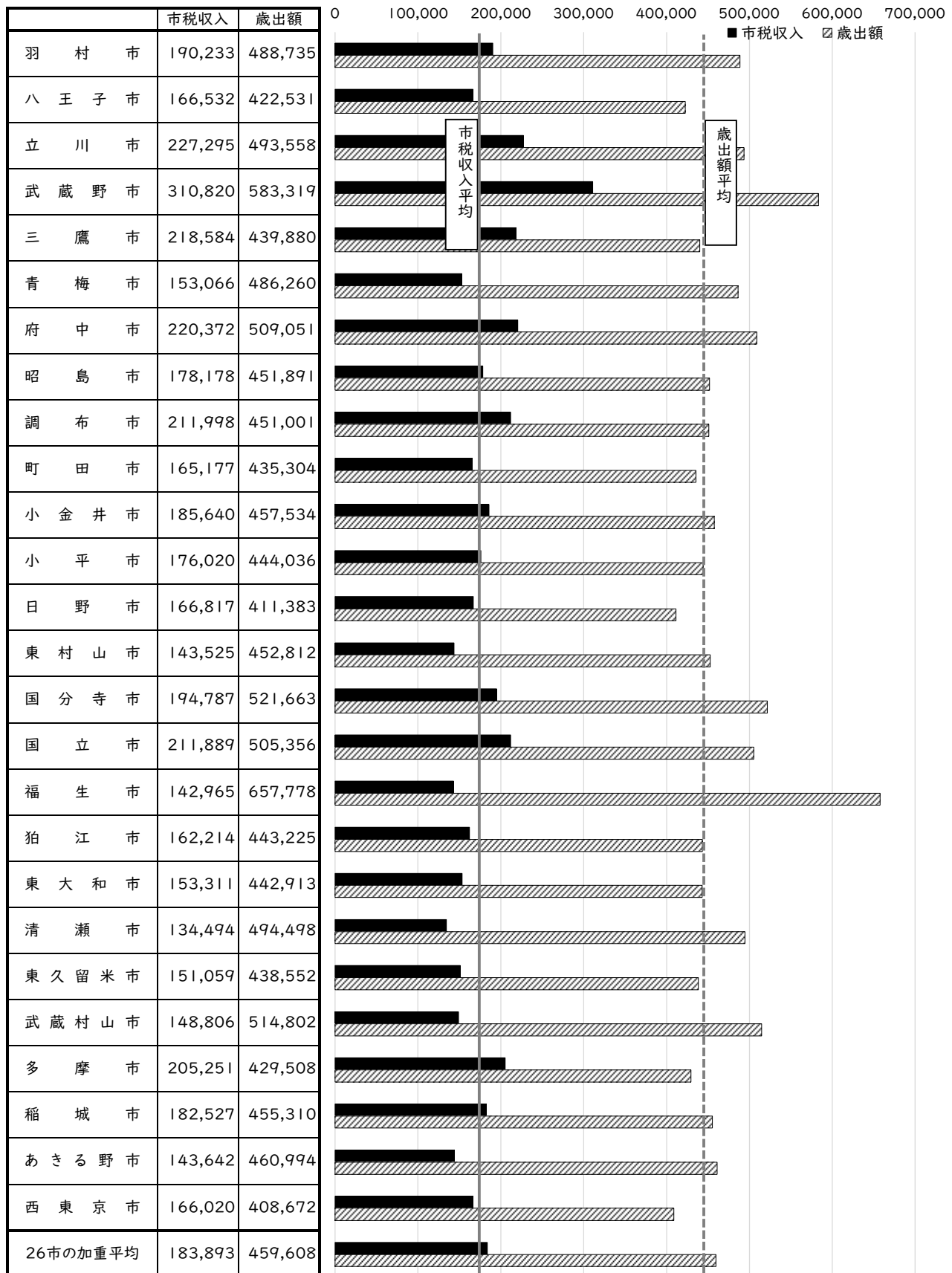
	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6
議 会 費	4,811	4,490	4,529	4,475	4,440	4,345	4,356	4,256	4,396	4,344
総 務 費	51,628	51,941	49,245	48,060	47,499	155,765	59,947	64,655	53,538	62,014
民 生 費	181,528	179,843	193,691	190,123	191,762	196,872	226,343	214,615	234,454	241,264
衛 生 費	34,487	34,564	34,122	35,153	35,340	37,319	49,032	55,018	45,300	40,228
労 働 費	2,576	2,453	2,414	2,665	2,529	2,400	2,453	2,946	2,461	2,442
農 林 費	923	559	657	774	638	533	558	652	520	587
商 工 費	5,905	5,644	5,903	5,882	5,881	8,643	7,064	7,827	6,901	4,620
土 木 費	31,128	48,362	47,998	49,908	41,104	43,409	34,947	42,364	37,661	48,525
消 防 費	15,927	13,444	14,261	13,932	15,383	17,605	16,937	13,982	14,162	15,415
教 育 費	40,976	51,266	35,806	40,606	43,173	49,772	43,719	51,089	55,778	50,436
公 債 費	21,396	21,209	20,773	20,203	18,030	18,158	17,565	18,470	18,440	18,860
諸 支 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
災 害 復 旧 費	0	0	0	0	450	1,173	0	0	0	0
合 計	391,285	413,775	409,399	411,781	406,229	535,994	462,921	475,874	473,611	488,735
各年度1月1日人口	56,355	56,244	55,870	55,607	55,354	54,725	54,609	54,504	54,416	54,126

○各経費は次の目的に使われます

議 会 費	羽村市議会の運営
総 務 費	庁舎の管理や徴税、戸籍、広報、選挙などの行政運営
民 生 費	高齢者、児童、障害者などの福祉事業など
衛 生 費	市民の健康を守ることやごみ処理など
労 働 費	勤労者の福祉、働く場の提供など
農 林 費	農業、畜産業の進行
商 工 費	商工業、観光の振興、消費者行政
土 木 費	道路、公園、市街地などの整備
消 防 費	火災、地震などの災害対策
教 育 費	学校教育、文化・スポーツの振興
公 債 費	借り入れた市債の返済
諸 支 出 金	その他の支出

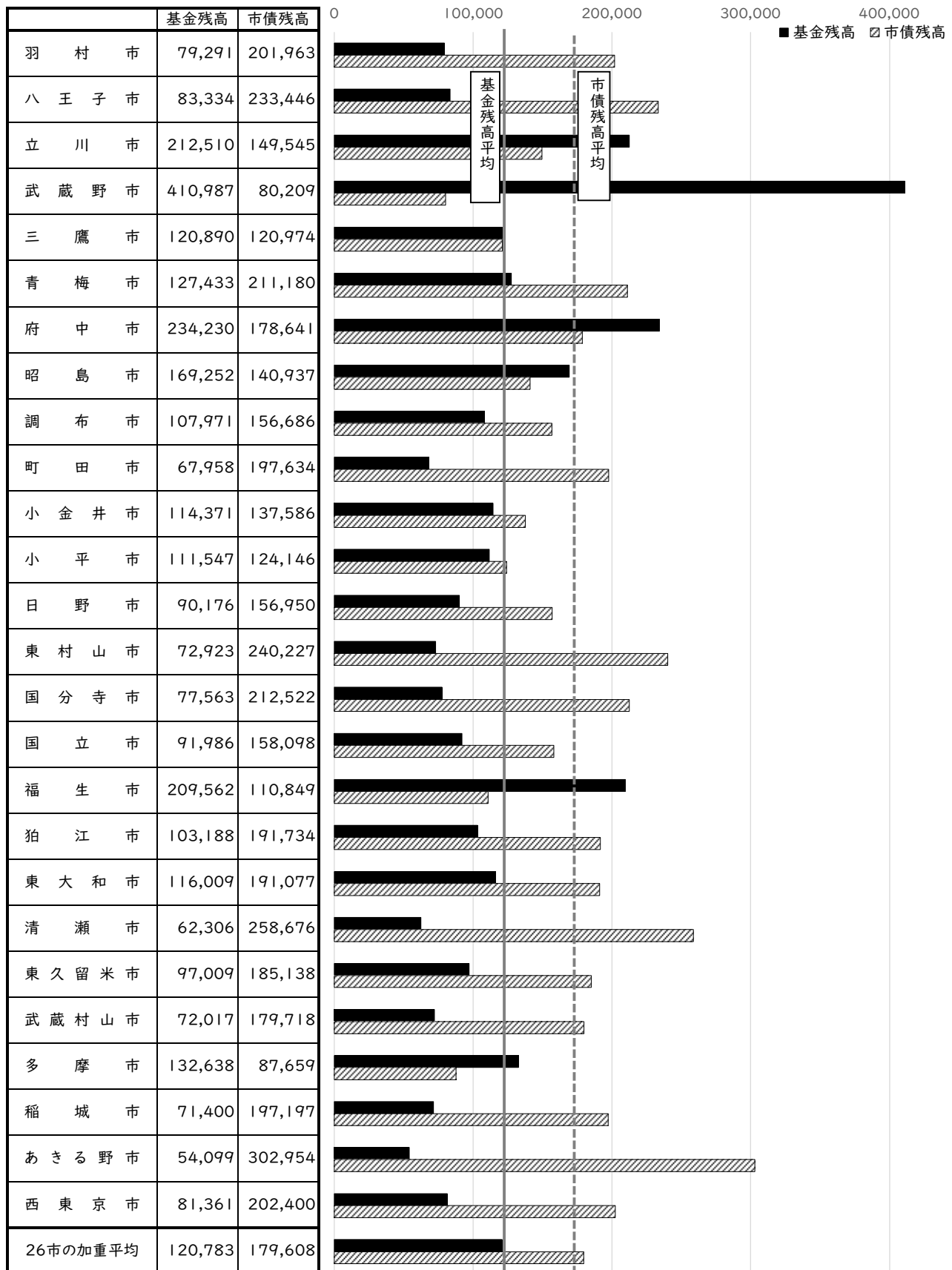
市民一人当たりの市税収入及び歳出額（令和6年度普通会計決算）

（単位：円）



市民一人当たりの基金残高及び市債残額（令和6年度普通会計決算）

（単位：円）



羽村市における行財政改革の取組

市では、自主・自立の自治体経営の確立と安定した財政基盤の確立を目指すため、次のように継続的な行財政改革に取り組んでいます。

平成29年度以降は、平成28年12月に策定した「第六次行財政改革基本計画（平成29年度～33年度）」に基づき、行財政改革を加速させ、一層の自主財源の確保や経常的経費の削減などに取り組んできました。

令和4年度以降は、健全な財政運営に向けた取組として事務事業の見直しや改善を図り予算に反映しています。

◆これまでの行政改革の効果額

（単位：千円）

年 度	効 果 額	備 考
平成 6～7	493,173	「行財政緊急対策」に基づく取組
8～9	311,222	「第二次行政改革大綱」に基づく取組
10～13	738,180	
14～16	387,909	「第三次行政改革大綱」に基づく取組
17～20	449,248	「行財政改革推進プラン」に基づく取組
21～23	968,973	「第一次・第二次緊急経済財政対策」に基づく取組
24～28	365,223	「行財政改革基本計画（H24～H28）」に基づく取組
29	92,941	「第六次行財政改革基本計画（H29～R3）」に基づく取組
30	108,415	
31/令和1	128,750	
2	824,175	
3	155,594	
4	554,715	健全な財政運営に向けた取組
5	92,796	
6	201,018	
合計	5,872,332	

※効果額は決算額ベース

使用料等適正化のための基本方針(案)

1 受益者負担の原則の徹底

施設を利用する者と利用しない者との「負担の公平性・公正性」を確保するため、利用者に応分の負担を求めることとする。

2 使用料の算定について

(1) 原価(対象経費)

使用料の算定にあたっては、経常的な維持管理・運営経費といったランニングコストのみを対象経費とし、施設の面積等で按分してコスト計算を行い、更に、近隣自治体等の類似施設等との比較などを行い、使用料として決定してきた。

一方、初期投資的な施設整備費などの資本形成に係る経費については、公共施設は誰もが利用することができるものであり、「市民全体の財産」であることから公費(税金)で負担すべきものと考え、使用料算定の対象経費には算入しないこととしてきたところであるが、これまでに開催した使用料等審議会から「減価償却費等を含めたフルコストでの原価計算(コスト計算)」について、調査・研究を行う必要がある」という答申を受け、適正な受益者負担を検討するにあたり資本形成に係る経費(イニシャルコスト)を含めたコスト計算が必要と捉え、令和5年度に開催した使用料等審議会から減価償却費を加えたコスト計算を行うこととしている。

そこで、使用料の算定に係る対象経費は以下のとおりとする。

*使用料算定の対象経費一覧

項 目	説 明
人件費	職員の給与など、人にかかる経費
物件費	光熱水費、委託料、使用料及び賃借料など、施設の維持管理・運営にかかる経費
維持補修費	施設修繕料、維持補修工事費など、施設の維持・修繕にかかる経費
補助費等	保険料、負担金など、施設の維持管理・運営にかかる経費
減価償却費	減価償却費(固定資産台帳)

*職員人件費は、給料、職員手当(退職手当負担金、児童手当を除く)を合算した一般会計にかかる一般職員(管理職を除く)の平均単価を用いて、当該事務に直接従事する人数により算定する。

(2) 原価計算(コスト計算)

施設使用料の原価計算(コスト計算)については、上記の対象経費を合算し、1日あたりのコストを算定し、施設の区分毎に面積・時間で按分して算出する。

なお、1日あたりで算定することが困難な場合や相応しくない場合は、1人あたりコストにより算定することとする。

①1日あたりコスト

対象経費×(占有面積÷占有部分総面積)÷年間利用可能日数

②1人あたりコスト

対象経費×(占有面積÷占有部分総面積)÷年間利用人数

(3) 使用料の計算

使用料は各施設の区分により計算するが、基本は1㎡・1時間・1人当たりの単価(コスト)を算出し求めていく。

また、時間単価等を求める場合の稼働率は、原則100%とする。

(4) 水道料金、下水道使用料について

水道料金、下水道使用料については、公営企業会計における損益計算の費目を対象経費とし、コスト計算を行う。

3 施設のサービスの性質による分類と負担割合の目安

市の設置する施設にはそれぞれ設置目的があるため、その施設のサービスの性質にあわせて、公費(税)で負担する割合と受益者が負担する割合の目安を定めることとする。

サービスの性質は様々な捉え方があるが、2つの方向から整理することとし、まず、1つ目は、行政が行うべき非市場(公共)的サービスか、民間(企業)が提供できる市場的サービスかという視点。

もう1つの視点としては、そのサービスが市民にとって基礎(必需)的なものか、選択的なものかというものである。

これらを整理すると右図のようになる。

		非市場(公共)的			
選 択 的	②	公費負担	50%	①	公費負担 100%
		受益者負担	50%		受益者負担 0%
		公費負担	0%	基礎(必需)的	公費負担 50%
		受益者負担	100%		受益者負担 50%
		③		④	
		市 場 的			

◎基礎(必需)的サービス = ほとんどの市民が必要とするサービス

◎選択的サービス = 特定の市民に必要とされるサービス

◎非市場(公共)的サービス = 主として行政が提供するサービス

◎市場的サービス = 民間でも提供されるサービス

区 分		例
①	基礎的、非市場的	道路、公園、図書館など
②	選択的、非市場的	体育館、運動場、集会施設、公民館など
③	選択的、市場的	テニスコート、プール、駐車場など
④	基礎的、市場的	病院、住宅など

4 減額・免除について

受益者負担の明確化、使用者間の公平性・公正性の観点から、減額・免除する範囲はできるだけ限定することが望ましく、また、施設の設置目的等を考慮する必要がある。

5 手数料について

手数料は、各種証明書の発行など、特定の人に提供する行政サービスに対し、その役務の提供に必要な費用を徴収するものであることから、受益者負担割合は、原則 100%とすることが望ましい。

原価計算等については、基本的に使用料と同様に行う。

6 使用料等の見直しの視点について

使用料・手数料の見直しにあたっては、次の視点を考慮する。

- (1) 受益者負担割合
- (2) 各施設の維持管理・運営経費に対する使用料収入の割合
- (3) 各種証明書等の発行経費等に対する手数料収入の割合
- (4) 近隣自治体等の類似施設使用料、同種手数料との均衡

7 定期的な見直しについて

使用料・手数料の見直しを長期間放置した場合、現行の利用者負担額と適正な利用者負担額との差が大きくなり、改定額の見直し幅も大きくなる。

よって、定期的に使用料等審議会を開催し、定期的に見直しを行うこととし、期間については4年サイクルを原則とする。

ただし、社会情勢の急激な変化により、早期に見直しの検討が必要となった場合には、従来のサイクルを前倒して使用料等審議会を開催するものとする。

8 改定における上限率の設定について(激変緩和措置について)

使用料の改定にあたっては、市民(利用者)への影響に配慮し、現行使用料等の 1.5 倍から2倍を上限とするなど、激変緩和措置を講じる必要がある。

9 見直しに向けての市の経営努力等について

使用料を改定するには、市が絶えず経費の削減に努力し適切な費用による効率的な施設運営を行うことが前提となる。併せて、経営的な視点から施設の利用率(稼働率)の向上を図り、使用料を増やす努力が求められることは当然である。これらの経営努力を怠ることなく、施設の運営、維持管理を適切に行う必要がある。